



特許を取るためには、それなりの費用が必要だと聞きました。特許が取れるまでの間において、どのような費用がかかりますか。また、費用を少しでも減らす制度があればそれも併せて教えてください。

(愛知県 M. D)



1. はじめに

以下では、特許権を取得するまでに発生が予想される費用と、費用負担を少なくする制度について紹介します。

2. 費用の種類

(1) 特許庁に納付する費用

日本の場合、特許権を取得するまでには、特許庁に対して各種手数料を納付する必要があります。

代表的なものは、以下の3つです。

- ① 出願料
- ② 出願審査請求料
- ③ 特許料 (第1～3年分)

出願料は発明の内容や請求項の数に関係なく一定です。これに対して、出願審査請求料や特許料は請求項の数によって変動します。そのため、請求項の数を減らすなどの工夫により、出願審査請求料や特許料を調整することが可能です。

他にも、例えば拒絶理由通知の応答期間を延長する際、拒絶査定不服審判を請求する際や、期間徒過後の救済手続きを行う際には、別途手数料を特許庁に納付する必要があります。

(2) 代理人費用

特許権を取得するには、出願書類等の作成や特許庁に対して各種手続きを行う必要があり、特許法や実務での専門知識が求められます。よって、書類作成や手続きの代理を弁理士に依頼することも考えられます。この場合には、特許庁に納付する費用とは別に、代理人費用が必要です。

3. 費用負担を少なくする制度

(1) 減免制度

出願審査請求料と特許料については、中小企業や個人等を対象に、料金が軽減または免除される減免制度が存在しています。この制度は、申請することによって利用できます。

なお、申請は出願審査請求書や特許料納付書の提出と同時に進行する必要がありますので、ご注意ください。

(2) 特許出願等援助制度

特許出願等の手続きに要する費用の一部について、日本弁理士会が援助する制度が存在しています。この制度によれば、申請を行い、同会の審査で認められれば、援助を受けることができます。

ただし、申請者となるための条件は細かく定められており、誰もがこの制度を利用できるわけではありません。また、個人、中小企業、大学・TLOそれぞれで申請者の条件が異なります。詳しくは日本弁理士会ホームページ(特許出願等援助制度)をご確認ください。

さらに、援助対象の発明にも条件があります。例えば既に販売を開始して新規性を失った発明は、援助の対象外ですので、ご注意ください。

なお、年度ごとの予算がなくなり次第、受け付けを終了します。詳細は日本弁理士会知的財産支援センター事務局にお問い合わせください。

(3) 地方自治体等による助成制度

特許庁に納付する費用や代理人費用の一部または全部について、補助金を交付する事業が、各地方自治体等により実施されています。

日本弁理士会のホームページ(地方自治体等による助成制度)で補助金交付事業を紹介していますので、お住まいの地域の自治体でそうした事業が行われているかどうかを調べる際の参考にしてください。